四　ベトナム人看護師等　指針第三の一の2の（一）に規定するベトナム人看護師等及び特例ベトナム人看護師候補者等をいう。

五　特例受入れ機関　その設立している病院又は介護施設（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者との間で締結した公私の機関をいう。

六　特例雇用受入れ施設　五において、特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院又は介護施設をいう。

国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する者をいう。

四　ベトナム人看護師等　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定する者及び平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する者をいう。

五　特例受入れ機関　その設立している病院又は介護施設（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修等の実施に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例インドネシア人看講師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者との間で締結した公私の機関をいう。

六　特例雇用受入れ施設　四において、特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院又は介護施設をいう。

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～7　略］

8　平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十一年一月一日

9　［略］

10　［略］

11　［略］

12　［略］

13　［略］

14　［略］

15　平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十一年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～7　略］

8　平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年十月一日

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～7　同上］

［加える。］

8　［同上］

9　［同上］

10　［同上］

11　［同上］

12　［同上］

13　［同上］

［加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～7　同上］

［加える。］